

市政協力委員の活動を通じて
良好な地域コミュニティづくりに
ご協力をお願いします！



令和7年度版

市政協力委員にご就任いただいた皆様へ



このリーフレットは、新年度の市政協力委員の皆さまに、
制度や業務についてご理解いただくために作成しています。



市政協力委員について

市政協力委員は、市民しんぶんや選挙公報等の配付、京都市広報板へのポスターの掲示、市民の皆様のご要望を行政に発信いただくなど、市民の皆様と市政とのつなぎ手として、市政の円滑な推進に欠かすことのできない広報・広聴の基盤を市民の皆様に担っていただくものです。

1 任期

1年間（4月から翌年3月末まで）

2 担当区域世帯

概ね50世帯から100世帯程度

3 身分

担当区域ごとの推薦により、

市長が委嘱（任命）する非常勤特別職の公務員（地方公務員法第3条第3項に基づく）

※ 非常勤特別職の公務員には、地方公務員法における懲戒処分、分限処分、その他服務に関する各規定は適用されません（地方公務員法第4条第2項）。

4 委託料

担当世帯数に応じて、活動に必要な経費をお支払いしています。



※ 市政協力委員と自治会・町内会との関係

市政協力委員制度は、全ての市民の皆様に対してサービスをご提供いただくものです。

自治会・町内会等への加入・未加入に関わらず、市民しんぶんや選挙公報等を配付していただきますよう、お願いします。

具体的な業務内容は、次のページへ⇒



京都市
CITY OF KYOTO

業 務 に つ い て

1 配送物について

京都市では、1日号（全市版）と15日号（行政区版）の毎月2回、市民しんぶんを発行し、回覧チラシ、ポスター等と併せて、配送業者が市政協力委員の皆様の元へお届けしていますので、届き次第、担当されている区域の世帯へ配布をお願いいたします。

配付物	委員に届く時期
市民しんぶん （全市版：毎月1日発行 行政区版：毎月15日発行）	毎月2回（多少前後することがありますが、発行日の概ね5日前にお届けします。）
回覧チラシ等（回覧用）	
ポスター（京都市広報板掲示用）	

広報物の一例



（市民しんぶん）



（回覧チラシ）

2 市民しんぶん等の配付

(1) 市民しんぶんの配付は、発行日までお願いします。

（申し込み等が必要な催し等について、締切日を過ぎてしまう等の問題が発生する恐れがあります。

従って、全市版と行政区版をまとめて配付することがないようにお願いします。）

(2) 市民しんぶんは、自治会・町内会等への加入・未加入に関わらず、制度や大事なお知らせ等のご案内を皆様へ周知するため、すべての世帯に配付をお願いします。（市民しんぶんの配付等を通じて、声掛けから始まる良好な地域コミュニティづくりを進め、地域住民の皆様が支え合い、安心して快適に暮らせるまちづくりにお役立てください。）

(3) 市民しんぶんの行政区版中に、幅広い市政の情報を市民の皆様にお知らせするための印刷物（市民しんぶんと同じ紙質・サイズ）が挟み込まれている場合があります。市民しんぶんの紙面と併せて配付をお願いします。（配付物例：市会だより等）

(4) 例年、4～5月は、市政協力委員の改選に伴う事務処理を行いますので、前年度の市政協力委員の方へ市民しんぶん等をお届けすることがあります。誠におそれ入りますが、前年度の委員の方と十分な引継ぎのうえでご対応いただきますようお願いいたします。また、不在時の対応も含め、市民しんぶんのお届け方法について配送業者と打合せいただきますようお願いいたします。

※1 保健委員や消防団、小学校、児童館などから回覧チラシが届くこともありますが、市民しんぶんが届く時期に合わせて配付いただくよう各団体をお願いしているところです。バラバラに届いた場合でも、月2回お届けする回覧チラシと一緒に回覧していただいて構いません。ただし、急ぎのものがありませんでしたら、ご配慮いただきますようお願いいたします。

※2 市民しんぶんと同時にお届けしているポスターや回覧チラシの一覧を京都市のホームページ「京都市情報館」に掲載しています。地域での情報共有等にお役立てください。

アクセスは
こちらから



3 京都市広報板へのポスターの掲示

京都市広報板に掲示いただくポスター等は以下の2種類です。

① 京都市から、市民しんぶんと一緒に送りするポスターで、ポスター右下に、マークを記載しているもの。毎回2枚または3枚をお送りします。

② 自治会・町内会のポスター等

上記以外のポスター等は掲示いただけません。

※ 掲示にあたってのお願い

掲示板に使用している画鋲が落下しないように、ポスターを掲示される際は、画鋲をしっかりと固定してください。テープやマグネットでポスターを固定する掲示板への変更も可能です。

※ ポスターの掲示期間について

掲示期間を過ぎたポスターについては、事業の実施中であっても外してください。

【例】開催期間が5月1日～30日の展示会で、掲示期間が5月1日～15日の場合

⇒ 5月15日を過ぎれば、展示会開催期間中でも、このポスターは外していただきますようお願いいたします。

※ 広報板のブロック塀・フェンスへの設置について

ブロック塀・フェンスには、安全確保の観点から広報板の新設を行っておりません。また、既設についても、修繕時等に移設等の対応をお願いしております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

4 随時、ご連絡等をお願いしたい業務

下記の事由が発生した場合は、お住まいの区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当へご連絡ください。

- (1) 担当区域にお住まいの方から相談のあった市政に対する提言やご意見等
- (2) 京都市広報板の汚損、破損等
- (3) 市民しんぶん等広報物の配付部数の変更（部数の変更が反映されるまでお時間を要しますので予めご注意ください。）
- (4) 任期途中の委員の交代



5 選挙公報の配付

選挙が行われる場合、選挙公報を配送業者が市政協力委員の皆様の元へお届けします。

自治会・町内会等への加入・未加入に関わらず、投票日の2日前までに全ての世帯に配付いただきますようお願いいたします。

4月～5月の委員改選時期に選挙がある場合には、「2市民しんぶん等の配付」の（4）と同様にご対応いただきますようお願いいたします。

6 その他区長が特に必要と認める事務

上記以外のことでお願いすることがありますので、よろしくお願いいたします。

令和7年度は国勢調査の実施年度であり、国勢調査員への就任をお願いすることがあります。

お問い合わせについて

1 個人情報の取り扱いについて

市政協力委員の就任に当たり、京都市が取得した個人情報は、適正に管理します。（京都市が公共工事を実施する際のお知らせなど、業務に関わってご連絡させていただくために庁内他部署や工事を委託する業者へ必要な情報を提供する場合があります。）

また、担当区域の住民の方から業務について問合せがあった場合は、該当する委員の方から事前にご承諾を得たうえで、連絡先等をお伝えすることがあります。

2 お問い合わせ・連絡先

区役所担当課名	電話番号	区役所担当課名	電話番号
北 区役所 地域力推進室まちづくり推進担当	432-1208	南 区役所 地域力推進室まちづくり推進担当	681-3417
上京区役所 地域力推進室まちづくり推進担当	441-5040	右京区役所 地域力推進室まちづくり推進担当	861-1264
左京区役所 地域力推進室まちづくり推進担当	702-1029	西京区役所 地域力推進室まちづくり推進担当	381-7197
中京区役所 地域力推進室まちづくり推進担当	812-2426	洛西支所 地域力推進室まちづくり推進担当	332-9318
東山区役所 地域力推進室まちづくり推進担当	561-9114	伏見区役所 地域力推進室まちづくり推進担当	611-1144
山科区役所 地域力推進室まちづくり推進担当	592-3088	深草支所 地域力推進室まちづくり推進担当	642-3203
下京区役所 地域力推進室まちづくり推進担当	371-7170	醍醐支所 地域力推進室まちづくり推進担当	571-6135

京都市市政協力委員設置規則

昭和28年6月4日 制定
昭和35年4月1日 全部改正
昭和43年4月1日 一部改正

（目 的）

第1条 市政の円滑なる運営と行政能率の向上をはかるため、区に市政協力委員（以下「委員」という。）を置く。

（任 務）

第2条 委員は、前条の目的を達成するため、担当区域内の次の事項に関し、市に協力するものとする。

- （1） 諸通知の伝達及び諸書類の配付、収集に関すること。
- （2） 市政の普及徹底に関すること。
- （3） 市民の要望の取次に関すること。
- （4） その他区長が特に必要と認めること。

（委員担当区域の設定）

第3条 区長は、その区の町の区域または在住世帯数等を勘案し、区域を分けて委員担当区域を設ける。

（委員の委嘱の任期）

第4条 市長は、前条の担当区域ごとに、その区域在住者の中から適当と認める者1人を委員に委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の中途において委員の更迭があつた場合は、後任者の任期は前任者の任期の残任期間とする。

（委員の連絡協議会）

第5条 委員相互の連絡をはかるため、旧学区区域ごとに委員の連絡協議会を置くことができる。

- 2 連絡協議会に会長を置くことができる。
- 3 会長は、連絡協議会の会議をつかさどり、その任期は委員の任期に従う。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。